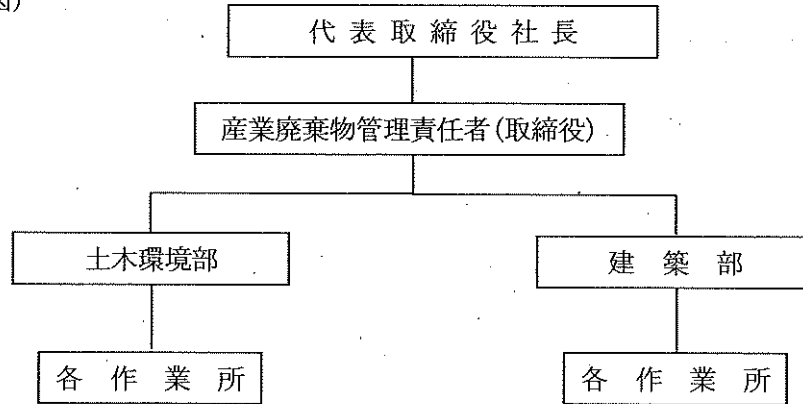


産業廃棄物処理計画書	
令和6年 8月 30日	
高知県知事 濱田 省司 殿	
	提出者 住 所 高知市日の出町2-12 氏 名 四国開発株式会社 代表取締役 久米 慶典 電話番号 088-883-4148
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	令和5-6年度 南国芸芸道路 穴内中地区改良第2工事 他
事業場の所在地	高知県香南市野市町下井 他
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	前年度元請完成工事高 1,800,000 千円
③ 従業員数	72人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	【がれき類】は、自社または許可を得た収集運搬業者に委託して処理施設へ運搬し、委託契約を交わした許可処理業者によって再生砕石等に再資源化されます。 【紙くず、木くず、繊維くず、ガラス陶磁器類、廃プラスチック類】は、自社または許可を得た収集運搬業者に委託して処理施設へ運搬し、委託契約を交わした許可処理業者により、チップなどへ再生資源化される物と焼却や埋立て処分により処理されます。 【金属くず】は、自社または許可を得た収集運搬業者に委託して処理施設に運搬し、委託契約を交わした許可処理業者により再資源化されます。 【混合廃棄物】は、自社または許可を得た収集運搬業者に委託して処理施設に運搬し、委託契約を交わした許可処理業者により焼却や埋立て処理されます。 【建設汚泥】は、許可を得た収集運搬業者に委託して処理施設に運搬し、委託契約を交わした許可処理業者により再資源化されます。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 【前年度（令和5年度）実績】

現状

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	建設汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
排出量	2740.2t	7.2t	13.6t	6.5t	70.1t	0.0t	25.4t	32.1t	4.5t

(これまでに実施した取組)

- 各作業所に、排出量の抑制を考慮した施工計画・工法選定を検討・実施する。
- 再生資材の利用を促進する。
- 再生資源化施設へ積極的に搬出する。

②

計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	建設汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
排出量	2700.0t	7.0t	10.0t	6.0t	50.0t	0.0t	20.0t	20.0t	4.0t

※一定量の排出を抑制する現状ではなく、受注工事の内容によって全体数量の増減が決まるため、排出量の抑制を全体量では把握し切れない部分があります。

(今後実施する予定の取組)

- 前年度の実施項目を継続して周知及び指導し、今年度も実施します。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

【がれき類、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、混合廃棄物、建設汚泥、ガラス・コンクリート・陶磁器くず】は委託契約業者の定めるカゴ等に、処理に応じて分別し、許可処理業者により適正な処理を全般に行います。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

【がれき類、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、混合廃棄物、建設汚泥、ガラス・コンクリート・陶磁器くず】は従来通りの取組を行い、対象外の廃棄物の発生も臨機に対応し、徹底します。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

現状【前年度（ 年度）実績】

①	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

計画【目標】

②	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

現状【前年度（ 令和 4年度）実績】

①	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	建設汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	全処理委託量	2740.2t	7.2t	13.6t	6.5t	70.1t	0.0t	25.4t	32.1t	4.5t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	25.4t	0.0t	0.0t
	再生利用業者への処理委託量	2740.2t	7.2t	13.6t	6.5t	70.1t	0.0t	0.0t	32.1t	4.5t
	認定熱回収業者への処理委託量									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う処理委託量									

(これまでに実施した取組)

○排出物の事前調査により、現地打合せや処理方法の確認を十分に行って、適正な分別等を行い委託契約により明確にして処理を行った。

計画【目標】										
②	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	繊維くず	混合廃棄物	建設汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
	全処理委託量	2700.0t	7.0t	10.0t	6.0t	50.0t	0.0t	20.0t	20.0t	4.0t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	50.0t	0.0t	20.0t	0.0t	0.0t
	再生利用業者への処理委託量	2700.0t	7.0t	10.0t	6.0t	50.0t	0.0t	0.0t	20.0t	4.0t
	認定熱回収業者への処理委託量									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う処理委託量									
	(今後実施する予定の取組) ○前年度の実施項目を継続して周知及び指導し、今年度も実施します。 ○再生資源化を優先した方法で作業を検討し、混合廃棄物などの処分排出量の減量化に努めます。									
※事務処理欄										

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。